

倫理規程

第一章 総則

第1条(目的)

本規程は、DISCO VALUES に定められた倫理の考え方を受け、株式会社ディスコおよびディスコグループ会社においてディスコの役員およびディスコに雇用されている者が遵守すべき、倫理規範を定めたものである。ディスコとして「しないこと」、「してはならないこと」、「節度と分別をもって行うべきこと」を明確にすることにより、ディスコ構成員が法違反を含む非倫理的行為を行うことの防止を図り、もって社会、ステークホルダー(顧客、取引先、株主、地域社会等)からの信頼を確保し、ディスコが社会の一員として存続し、歓迎され続けることを目的とする。

第2条(行為の主体と定義)

本規程における「ディスコは」から始まる文章は、組織としてのディスコ(以下、株式会社ディスコおよびディスコグループ会社をいう)およびその構成員が遵守すべき事柄を述べている。また、「ディスコ構成員は」から始まる文章は、ディスコ構成員(以下、ディスコの役員およびディスコに雇用されている者をいう)が遵守すべき事柄を述べている。

第3条(各国法令との調整)

本規程に定める事項が、ディスコが事業を行う国の法令等に抵触、矛盾し、または無効とされるような場合は、本規程は、当該法令等に抵触、矛盾しない範囲で適用される。

第二章 ディスコの倫理体制

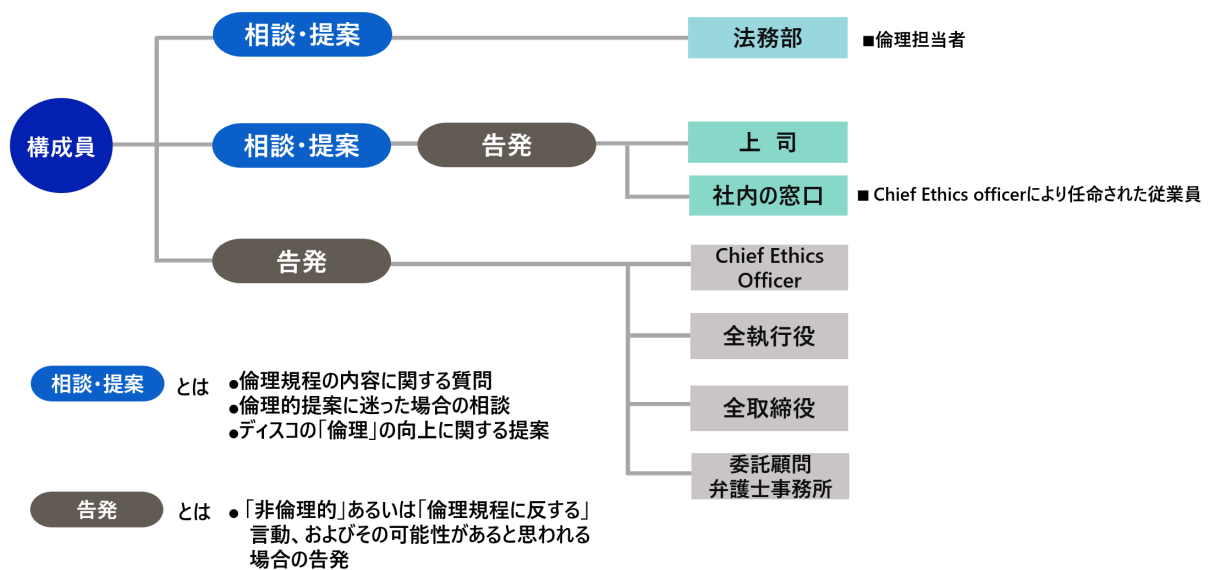
第4条(倫理体制の構築および主旨)

ディスコは、「より良くある」ために倫理体制を充実させる。この「より良くある」状態を維持、向上させるため、本章に定めるとおり倫理体制を構築する。体制の主旨、狙いは、以下のとおりである。

- (1) ディスコの活動およびそれに伴うディスコ構成員の言動において、非倫理的なもの(本規程に違反するもの)の発生を未然に防ぐ。
- (2) 非倫理的な状態が発生した場合、いち早く対応し、その影響を最小限に留める。

第5条(倫理体制)

ディスコは、想定される様々な事案に対応できるようにするため、下図のとおり、7つの窓口を設置するとともに、Chief Ethics Officer を任じ、倫理体制の適確、確実な運営および実行のために必要な権限を付与し、また、最高責任者としてその遂行に全責任を負わせる。なお、Chief Ethics officer を置かない場合、Chief Ethics officer は代表執行役社長と読み替える。



※Chief Ethics officerを置かない場合、Chief Ethics officerは代表執行役社長と読み替える

第6条（相談・提案および告発）

- ディスコ構成員は、ディスコの活動において、あるいは自身の言動において、非倫理的な出来事、状況に遭遇し、またはそのようなことが起こり得ると予測できた場合、速やかに上図のいずれかの窓口へ報告しなければならない。
- 各窓口の担当部門およびその担当者は、ディスコの倫理を守り維持するため、相談・提案、告発を行った者に対し、以下のとおり十分に配慮して対応する。
 - 担当者は、相談・提案、非倫理的言動の告発等の内容について、当該事案の対応のため必要最小限の範囲を除き、当該相談・提案、告発を行った者の承諾なく、一切開示してはならない。また、担当部門に被告発者が所属する場合、当該被告発者に対して事案の共有がなされないよう十分に配慮する。
 - 正当な相談・提案、告発を行った者がそのことを理由に不利益を被る措置をとってはならない。
 - 正当な相談・提案、告発を妨げるような行為に対して、厳然たる対応をする。
 - 相談・提案、告発を行った者が匿名を希望する場合、その匿名性を確保できる窓口を案内する。
- ディスコ構成員が、倫理規程の内容について分からないことがあるとき、業務において倫理的判断に迷ったときは、倫理規程を所管する法務部門が、その質問、相談を受け付ける。

第三章 ディスコおよびディスコ構成員の行動基準

第7条（ディスコの倫理）

- ディスコは、法的な基準のみならず、社会規範に則った言動やそれ以上のレベルで「より良い」言動を行うことを「ディスコの倫理」と定義する。

2. ディスコおよびディスコ構成員は、ディスコの事業活動に関連し、「ディスコの倫理」に基づき行動し、法的な基準に反する一切の行為および各地域における社会規範に反する一切の行為（法的基準に違反しなくても、「すべきではないこと」、「しない方が良いと思われること」）を行わない。また、法の不整備を利用した行動も行わない。

第8条（「ディスコの倫理」を守る義務）

ディスコ構成員は、自らが本規程に従い行動することはもちろんのこと、非倫理的または本規程に反するまたはその恐れのある言動を見聞きした場合に、それらの行為を中止させ、または中止させるように働きかけなければならない。

ディスコ構成員は、これらも「ディスコの倫理」を守る義務に含まれていることを認識し、遂行しなければならない。自身の力でこれを行えない場合は、速やかに第5条および第6条に定めるいずれかの窓口へ連絡・報告しなければならない。

第9条（良心に沿う）

1. 本規程において、「ディスコの倫理」におけるすべての「しないこと」、「してはならないこと」、「節度と分別をもって行うべきこと」を明文化し、網羅することは不可能であることに鑑み、ディスコ構成員は、DISCO VALUES に定められた“倫理の考え方”を熟読のうえ十分理解しなければならない。
2. 本規程の定め、法的な基準あるいは社会規範がない領域であっても、「どうすることがより誠実であるか」、「自信を持って誠実と言えるか」といった自らの「良心」というフィルターを通して物事を判断しなければならない。また、良心に沿わない言動を求められた場合は、毅然としてこれを拒まなければならない。

第10条（DISCO VALUES および社内規則の遵守）

ディスコ構成員は、DISCO VALUES および社内規則を遵守するとともに、これらに則って判断、行動しなければならない。

第11条（人権の尊重）

1. ディスコは、国際的に認められた人権に関する原則や規範等を尊重する。さらに、ディスコにて定めた人権方針に基づき事業活動を行う。
2. ディスコ構成員は、ステークホルダーの人権を尊重する。また、性別、性的指向、年齢、国籍、人種、民族、宗教、学歴、心身の障がい、疾病等を直接の理由とした差別を行わない。

第12条（社会的良識に基づく行動）

ディスコは法人として良き市民であることを「社会との関係づくり」の基本としている。その構成員である役員、従業員も良き市民であることを求められる。

第13条（法的規範の遵守）

1. ディスコ構成員は、法律、法令等すべての法的規範に反する一切の行為を行ってはならない。
2. ディスコは、ディスコ構成員による職場および業務に関連した違法行為または脱法行為が認められた場合、懲戒その他の処分を含め厳正に対処する。また、関係機関にすみやかに報告し、その要請に協力する。

第 14 条(外国における法規の遵守および判断基準)

1. ディスコ構成員は、活動を行う国の法に基づいて活動する。
2. ディスコ構成員は、国・地域によって法規の未整備、他の諸国との相違が見られる場合であっても、特定の国・地域では合法であるという理由で、ディスコの利益のために悪用し、自国で禁止されている行為をしてはならない。
3. ディスコ構成員は、各国・地域における社会規範を最大限尊重する。ただし、明らかに法的規範に反する慣習または方法(政治家および有力者に対する贈賄、リベート行為を含むがこれらに限らない)には従ってはならない。

第 15 条(サプライチェーンを含む義務)

ディスコは、そのサプライチェーンにおいても労働者の人権を尊重し、労働時間や賃金等の労働条件に関する各国・地域の労働関係法令を遵守するとともに、いかなる児童労働、強制労働も許容しない。

第 16 条(職場等における健全な秩序)

ディスコ構成員は、職場および職務に関連する場において健全な秩序を保持する義務を負う。それに反する行為、例えば、ディスコ、顧客、取引先、地域社会の構成員に対して、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の一切のハラスメント行為などはしてはならない。当該禁止行為があった場合、ディスコは、是正および懲戒その他の処分を行う。

第 17 条(最新の倫理規程を確認する義務)

ディスコは、社会的な要請および経営環境の変化に適応するため、本規程を適宜改定する。ディスコは、改定の都度、内容を速やかにディスコ構成員に通知する。ディスコ構成員は、通知の都度および必要に応じて適宜最新の倫理規程を確認し、その内容を十分に理解しなければならない。

第 18 条(独占禁止法の遵守)

ディスコ構成員は、独占禁止法およびディスコが事業を展開する国で適用される競争に関する法令について、その内容および主旨を十分理解のうえこれを遵守し、常に公正な競争、公正な取引を行わなければならない。

第 19 条(他者の知的財産権の尊重)

1. ディスコ構成員は、ディスコの事業活動に従事するにあたっては、他者の所有する知的財産権

を尊重し、その権利を侵害してはならない。

2. ディスコ構成員は、業務上他者の持つ知的財産権を使用しなければならない場合には、権利者から当該権利を購入しあるいは許可を得る等適切に権利の確保を行い、権利者の許可なく知的財産権を使用してはならない。
3. 特に他者の、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権人格権、著作財産権、営業秘密は厳格に取り扱う。
4. 他者の所有する特許権が有効でないと判断できるときは、前各項は適用しない。ただし、特許権の有効性判断は容易ではないため、知的財産権を所管する法務部門において最終判断する。

第 20 条(ディスコの知的財産(権)の取扱い)

ディスコが所有する知的財産(権)はディスコの重要な資産である。ディスコ構成員は、ディスコの知的財産(権)を第三者に譲渡し、または第三者に使用許諾する場合は、知的財産権を所管する法務部門に申し出たうえで、ディスコの定める正式な手続きおよび決裁を受けなければならない。

第 21 条(ディスコ構成員が創作した知的財産の取扱い)

ディスコ構成員が職務上創作した全ての知的財産(発明、ノウハウ、技術、アイデア、理論、手法、システム、ビジネスモデル、営業秘密を含むがこれらに限らない)の権利およびこれらが生み出す利益はディスコに帰属する。ただし、その創作活動が行われた国の法令に定めがある場合は、法令を優先する。

第 22 条(記録および報告)

1. ディスコは、業績、財務状況、企業統治に関する重要な事項について、適時正確に開示を行う。
2. ディスコ構成員は、財務記録を含むすべての業務上の記録、データ、報告等について、事実を正しく記載、記録しなければならない。
また、既にある記録に対するあらゆる改ざん、隠滅を行わない。既にある記録を修正する必要がある場合は、修正前の状態が分かる形で行う。

第 23 条(インサイダー取引の禁止)

1. ディスコ構成員は、業務上知ったディスコ、顧客および取引先の重要情報を知りながら、その公表前に、これらにかかる有価証券の取引やデリバティブ取引を行ってはならない。また、法令上禁止されるインサイダー取引に該当する行為はもちろんのこと、証券市場の公正性・健全性に対する投資家の信頼を裏切ることとなる行為も同様に行ってはならない。
2. ディスコ構成員は、ディスコ、顧客または取引先の有価証券の取引やデリバティブ取引を行うにあたっては、本条に定めるものの他、ディスコが定める規程、規定、ルール、ガイドライン等に従い、適切に行わなければならない。

第 24 条(利益相反行為)

1. ディスコ構成員は、職務の遂行にあたっては、会社にとって最良となるべく公正かつ客観的に判断、決定しなければならない。また、横領、背任といった違法行為はもちろんのこと、自身の個人的利益を優先するために会社やステークホルダーに損害を与える可能性のある行為を行ってはならない。
2. ディスコ従業員は、自身の個人的利益と会社やステークホルダーとの利益が相反する行為およびその恐れのある行為を行ってはならない。ただし、その行為が他の採り得る選択肢と比較して、会社にとって最良であると判断できる場合は、経営会議の承認を得て行う。
3. ディスコの役員は、自身の個人的利益と会社やステークホルダーとの利益が相反する行為およびその恐れのある行為を行ってはならない。ただし、その行為が他の採り得る選択肢と比較して、会社にとって最良であると判断できる場合は、取締役会の承認を得て行う。

第 25 条(ディスコの情報保全とディスコ構成員の守秘義務)

1. ディスコ構成員は、ディスコの事業活動において蓄積する様々な情報を資産として保全し、これらの情報をディスコが定める管理・運用基準に従い厳格に取り扱い、ディスコの定める手続きを経ずに許可なく外部に開示、提供、漏洩し、企図された利用目的以外に使用してはならない。
2. ディスコ構成員は、ディスコの各種情報について守秘義務を負い、これを証するためにディスコに対して秘密保持誓約書を提出しなければならない。本守秘義務は、退職後においても引き続き効力を有する。

第 26 条(個人情報の取扱い)

1. ディスコ構成員は、ディスコが定める規程、規定、ルール、ガイドライン等に従い、ディスコが保有する個人情報(ディスコ構成員、顧客の構成員、取引先の構成員、株主、求職者等のステークホルダーに関わる情報であり、特定の個人を識別できる情報をいう)を厳格に取り扱う。
2. ディスコ構成員は、個人情報について、個人の人格を尊重する観点から、特に以下の各項目について留意し、遵守しなければならない。
 - (1) あらかじめディスコが公表し、または、本人から同意を得た利用目的以外では使用してはならない。
 - (2) 利用目的にかかる個人情報の利用が終了した場合、確実な方法で抹消しなければならない。
 - (3) すべての個人情報に関するデータを個人データ管理者によって厳密に管理し、いかなるディスコ構成員も正当な理由なしにみだりに個人データを閲覧、利用してはならない。
 - (4) 法令に定める場合を除き、本人の同意なしに第三者に公開してはならない。

第 27 条(ハードウェア、ソフトウェア、電子メールアドレスおよびインターネットの利用)

1. ハードウェア、ソフトウェア、電子メールアドレスおよびインターネットの利用
 - (1) ディスコ構成員は、ディスコから貸与または提供されているパソコン、スマートデバイス等のハードウェア、ソフトウェア、電子メールアドレスは、ディスコの所有物であることを十分

認識し、業務外の目的で利用（以下「私的利用」という）する際には、以下に定める事項に従わなければならない。

・私的利用する場合は一時的な利用（目安 1 分間以内）に留め、1 分間を超える場合は、休憩時間として記録する。

- (2) 上記(1)における私的利用は、ディスコの事業、自業務および他のディスコ構成員に悪影響を及ぼさない範囲に限定しなければならない。
- (3) ディスコは、ディスコ構成員が上記(1)(2)に違反していると判断した場合、会社の利益保護のため当該利用を禁止する等の対応をとる。

2. 利用状況の確認等

- (1) ディスコ構成員は、ディスコから貸与または提供されているパソコン、スマートデバイス等のハードウェア、ソフトウェア、電子メールアドレスの利用について、ディスコが情報漏洩や不正行為の調査・防止および適切な業務遂行の観点から、その利用履歴、送受信履歴、通信内容、閲覧履歴等を確認し、その結果を利用することがあることを十分理解する。
- (2) ディスコ構成員は、ディスコから貸与または提供されているパソコン、スマートデバイス等のハードウェア、ソフトウェア、電子メールアドレスの利用について、会社が調査が必要だと判断した場合には、パスワード解除等に協力する義務がある。
- (3) ディスコ構成員は本条の内容をよく理解し、自己の守りたいプライバシー情報を上記デバイス等において扱わない。会社が必要と判断した上記デバイス等の調査において、プライバシーに関する権利を主張しない。

3. インターネット上への投稿等

- (1) ディスコ構成員は、業務上、インターネット上の掲示板や SNS (Social Networking Service) 等への投稿を行う場合、別途定める規程、規定、ルール等に従う。
- (2) ディスコ構成員は、業務外であっても、ディスコ構成員であることを明示し、あるいは他の情報からディスコ構成員であることが分かる表現を用いて、インターネット上への投稿を行ってはならない。
- (3) ディスコ構成員は、インターネット上の掲示板や SNS 等に、ディスコの秘密情報を漏洩したり、ディスコ、ディスコの構成員、ステークホルダーに対する誹謗中傷を投稿したりしてはならない。
- (4) ディスコは、本条違反により、ディスコおよびそのステークホルダーの権利が侵害されていることを把握した場合は、しかるべき法的措置を執る。

第 28 条（「バイヤーの誓い」の遵守）

ディスコ構成員は、事前に「バイヤーの誓い」に関する教育を受講し、内容を十分理解したうえで誓約書を提出し、これを遵守しなければならない。

第 29 条（取引先選定時における公平性の確保）

- 1. ディスコは、公平な評価により取引先を選定する。ディスコ構成員は、取引先の選定に際しては、

ディスコが目指す企業活動のクオリティの実現への貢献度合い(良質な信用力、企業姿勢、合理的なコスト・納期で最適な製品およびサービスを供給できる能力を有するか等)を基本的な基準としなければならない。

2. ディスコ構成員は、実際の取引先選定作業にあたっては、各候補企業に対し、各候補企業が取引条件を提示するために必要な合理的な情報の提供と同一基準による評価を厳守しなければならない。

第 30 条(社会性の高い企業の優先)

1. ディスコ構成員は、取引先の選定において、社会性評価が一定水準を満たさないと認められる企業とは取引を行わない。

(社会性評価の判断項目の例)

- ・企業としての事犯、事故の発生およびそれに対する対応
 - ・環境および人権への配慮
 - ・経営者の発言内容
 - ・労働環境
 - ・企業文化
 - ・業界および一般社会の評価
2. 複数の取引先候補企業が同等または同様の条件で存在している場合は、原則として社会性評価の高い企業を優先的に選定しなければならない。
 3. ディスコ構成員は、社会性の高低の判断に迷う場合は上司に相談し、その判断に従う。

第 31 条(書面による発注)

ディスコ構成員は、製品およびサービスの発注にあたっては、製品およびサービスの価格、納入数、納期等に関する取引先との取決めを口頭だけで行わず、必ず書面をもって発注する。万が一、口頭にて発注の示唆をした場合には、その後直ちに書面をもって発注しなければならない。

第 32 条(将来における未確定な購買を条件とした購買の禁止)

ディスコ構成員は、取引先との購買交渉段階において、将来の購入量の確約を材料に価格交渉を行ってはならない。

第 33 条(不当なリベートおよびキックバックの要請の禁止)

ディスコ構成員は、取引先に、契約条文にないリベートおよびキックバック等の要請を行ってはならない。

第 34 条(不当なリベートおよびキックバックの要請への対応)

ディスコ構成員は、顧客、取引先から契約条文にないリベートやキックバック等の要請を受けた場合、これに応じない。その旨を直ちに上司に報告し、適法適正に対処する。

第 35 条(贈答および接待)

1. ディスコ構成員は、顧客、取引先および政府関係者を含むいかなる他者に対しても、公正な関係性が阻害されるような贈賄等のあらゆる腐敗行為・不正行為を行ってはならない。
2. ディスコ構成員は、取引先から贈答を受けてはならない。取引先から贈答品を受領し、またはその受領を依頼された場合は、速やかに上司に報告・相談し、上司は、贈答品を丁重に返却する。
3. ディスコ構成員は、ディスコにおいては、顧客または取引先との会食または接待行為は情報交換が目的であることを十分認識する。良識的に考えてこれを逸脱するような会食または接待を行ったり受けたりしてはならない。
4. ディスコにおいて、顧客との会食または接待は、主担当者およびその上司が業務として行う。他のディスコ構成員は参加を強制されたり、不参加を理由に不利益な取り扱いはされない。
5. ディスコ構成員は、取引先から会食の申し出を受けた場合は、ディスコの定める手続きを経て許可を得た場合のみ応じることができる。

第 36 条(値引き要請への対応)

ディスコ構成員は、顧客から値引き要請を受けた場合には、別途定める規程、規定に基づき対応しなければならない。当該値引き要請が常識の範囲を超えた額、不当な理由である場合には、速やかに上司に報告し、その対応につきその指示に従う。

第 37 条(健全で働きがいのある職場環境)

ディスコは、ディスコ構成員の安全、健康を最優先するとともに、ディスコの一員としてふさわしい人が活躍できる環境を整える。

第 38 条(ディスコにおける正当な評価)

ディスコは、ディスコ構成員の仕事の成果(質、量)、周囲との信頼関係、仕事に対する当事者意識の高さ等に基づき評価を行う。

第 39 条(二重就業)

ディスコ構成員は、ディスコの資産および利益を守る義務を負う。従って、ディスコ構成員がディスコ以外の企業へ就業することや個人事業主として起業する等の二重就業は、ディスコの利益と相反したりディスコでの業務遂行に影響が出る可能性があるため、原則としてこれを認めない。しかし、文化教室の講師や家族の経営する事業における役員就任等、ディスコの利益と相反したりディスコの業務遂行に影響が出ないと考えられる場合にはこの限りではない。ただし、所定の手続きにより書面もしくは電子フォームにて申請し、承認を得なければならない。

第 40 条(競合企業への転職)

ディスコ構成員は、原則として自由にディスコを退職し、他社に転職することができる。ただし、

ディスコのステークホルダーの利益を守るという観点から、転職先がディスコの事業上の競合企業である場合に限り、以下に定める期間、転職が制限される。

- ・代表執行役：退職の日から 5 年間
- ・管理職以上：退職の日から 3 年間
- ・その他の従業員：退職の日から 1 年間

転職先企業がディスコの事業上の競合企業に該当するか否かの判断に迷う場合は、人事部門に確認する。

第 41 条(競合企業からの採用)

1. ディスコ構成員は、ディスコの競合企業の秘密情報を得ようとする等、不公正な目的のために、他社の構成員を勧誘したり、引き抜いたりするような行為を行ってはならない。なお、本規程における秘密情報とは、一般的に有用でありかつ非公知な情報であって、秘密として管理されている情報を指す。
2. ディスコは、他社からの転職によりディスコに入社するディスコ構成員(以下「転職者」という)が前職企業(それ以前に就業していた企業がある場合にはそれらも含む。以下同じ)の秘密情報を有形的な媒体によりディスコに持ち込むことを一切認めない。また、記憶している秘密情報そのものを有形化し、ディスコに持ち込むことも認めない。
3. ディスコ構成員は、転職者に対し、前職の秘密情報の持ち込みを要求してはならない。

第 42 条(反社会的勢力の否定)

1. ディスコは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の、社会に危害や迷惑を及ぼしている、またはその可能性のあるいかなる反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人を指す)とも関係を持たない。
2. ディスコ構成員は、反社会的勢力の利用、あるいは反社会的勢力に対する資金提供、協力、加担(マネーロンダリングを含むがこれに限らない)等に会社が関わることになる一切の行為を行わない。

第 43 条(ディスコ構成員による寄稿、講演およびメディアへの発言)

1. ディスコ構成員は、ディスコのビジネスに関する出版物への寄稿または講演を行う場合、広報業務を担当する対外リレーション部門の担当執行役の承認を得なくてはならない。
2. ディスコ構成員は、メディアによる取材要請を受けた場合、広報業務を担当する対外リレーション部門に連絡し、その指示に従って対応する。
3. ディスコ構成員は、本条による承認を得たうえで寄稿、講演し、メディアで発言する場合には、ディスコが目指す企業活動のクオリティを十分理解し、その発言によりディスコの評価、すなわち他のディスコ構成員の誇りや働きがいと損ねることのないよう、事前に発言内容を十分精査しなければならない。

第 44 条(政治活動に関するディスコの姿勢)

ディスコは、様々な政治的信条を持つステークホルダーの意思を代表することが困難であること、国民の「一票の重み」を歪める懸念があること等に鑑み、特定の候補者に対する支援(演説場所の提供、支援人員の派遣、施設および備品等の貸出等を含むがこれらに限らない)およびいかなる政治献金も行わない。

第 45 条(宗教活動に関するディスコの姿勢)

ディスコは、ディスコ構成員の個人的な宗教的信念を尊重するという観点から、本規程に別段の定めがある場合を除き、ディスコ構成員の宗教活動を尊重し、これに配慮する。ただし、ディスコ構成員一人ひとりが信じる宗教がそれぞれ異なることに鑑み、特定の宗教団体に対する支援および寄付行為は行わない。

第 46 条(ディスコ構成員が行う政治的活動および宗教活動)

ディスコは、構成員個人の思想・信条・信教の自由を尊重しつつ、企業としての中立性を守るため、以下のとおり定める。

- (1) ディスコ構成員が私的な時間と資産を用いて行う政治・宗教活動に対し、会社は一切関与しない。
- (2) ディスコ構成員は、就業時間内外を問わず、ディスコの施設内・敷地内において、政治・布教活動を行ってはならない。
- (3) ディスコの施設外・敷地外であっても、次の各号に該当する行為を行ってはならない。ただし、個人の信条を保持し、業務と明確に区別される範囲での活動は妨げるものではない。
 - ① 業務時間外であっても他のディスコ構成員に対し、同意なき布教活動を行うこと
 - ② ディスコの名称、ロゴ、商号、所属部署名、肩書等を用いて、政治・布教活動を行うこと
 - ③ ディスコ構成員であるという立場を利用し、顧客または取引先等に対して、政治・布教活動を行うこと
 - ④ その他、ディスコの名誉、信用または営業活動に具体的な悪影響を及ぼす、またはそのおそれが明白に認められる政治的活動もしくは布教活動
- (4) ディスコ構成員は、ディスコの社名やディスコに帰属する資産を用いて前項同様の行為を行ってはならない。
- (5) ディスコ構成員は、企業としていかなる政治・宗教活動に関与しないというディスコの方針を尊重し、それを害する行為を行わない。

第 47 条(団体活動、研究活動への参加)

ディスコ構成員は、ビジネス、技術、あるいは情報の収集や人脈づくりを目的とした種々の団体、学会への参加、および、科学技術の進歩を目的とした国内外の企業、研究機関、大学との共同研究に参画しようとする場合、それらの目的を明らかにし、ディスコの事業目的および目指す

べき方向に的確に合致すると確認できるものについては、別途定めるディスコの所定の承認手続きを経たうえで実施することができる。

第 48 条(地域活動への参加と地域への寄付行為)

ディスコは、地域との良好な関係を保つため、適切な範囲で地域貢献に努める。ただし、寄付や活動への参加については、内容や目的を踏まえ、ディスコの方針および資源の状況に照らして、必要に応じて判断する。

第 49 条(大学等への寄付および支援)

ディスコは、大学等教育機関への寄付について、ディスコで活躍する人財を育てたことに感謝の意を表するために、在職する当該大学の卒業生の人数や職位等を総合的に考慮し、寄付金額を判断する。ただし、別途定める規程、規定の定めに従うものとする。

第 50 条(災害等への寄付行為)

1. ディスコは、社会の一員として、甚大な被害をもたらした災害等により支援を必要としている人びとに対し、ステークホルダーに共感を得られる範囲と方法により寄付を含めた各種支援を行うとともに、ディスコ構成員が、社会の一員として災害等の支援に関心を寄せ、何らかの貢献をすることを奨励する。
2. ディスコは、一時的、突発的災害等に対する寄付を実施する場合、災害における被害の大きさおよびディスコとの関係等を勘案し、寄付金額を決定する。また、一時的、突発的災害等に対しディスコ構成員から寄付金が集められ、ディスコとして、寄付の趣旨および寄付先とディスコの関係性を勘案し、その寄付に賛同できる場合は、その同額を会社としても寄付する。ただし、会社の寄付金限度額は寄付規程に定める。

第四章 雑則

第 51 条(本規程の改廃)

本規程の改廃は、取締役会の決議による。

以上

2005 年 4 月 25 日制定

2026 年 4 月 22 日改正